

# 価格高騰等支援策 ガイドブック

北海道  
2023. 11. 6時点版

ガイドブックの最新版はこちら



<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/120239.html>

# 目次

## 第1章 事業者支援

事業	ページ
<b>1. 事業継続支援</b>	
(1) 中小企業総合振興資金	4~8
(2) 専門家派遣のご案内（中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業）	9
(3) 特別高圧電力利用事業者緊急支援金	10
(4) 水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業	11
<b>2. 社会経済情勢の変化に対応した新たな挑戦への支援</b>	
(1) 北海道どさんこプラザ マーケティング支援事業	12
(2) 米国市場をターゲットにした道産食品輸出促進事業	13
<b>3. その他</b>	
(1) ものづくり産業におけるグリーン・デジタル推進事業	14
(2) 賃上げ促進税制	15

## 第2章 生活者支援

事業	ページ
(2) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金等	17
(3) 北海道低所得世帯臨時特別給付金支給事業	18

## 第3章 相談窓口

事業	ページ
(1) 経営・金融、雇用関連など各種相談窓口	20
(2) 働き方改革関連特別相談窓口	21

# 第1章 事業者支援

# 中小企業総合振興資金（1／5）

（新型コロナウイルス・コストアップに対応する中小企業者向け融資）

新型コロナウイルス感染症や原材料などの価格高騰により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次の融資制度をご用意しました。

- 経営環境変化対応貸付【認定企業】（従来型）
- 経営環境変化対応貸付【認定企業】（伴走支援型）
- 企業体質強化貸付（資本金ローン協調）
- コロナ克服サポート貸付
- 経営環境変化対応貸付
- 経営環境変化対応貸付【原料等高騰】

## 1. 経営環境変化対応貸付【認定企業】（従来型）

制 度 名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】（従来型）														
融 資 対 象 者	(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等  (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等														
資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）														
融 資 金 額	2億円以内														
融 資 期 間	10年以内（うち据置3年以内）														
融 資 利 率	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2%  《変動金利》 年1.0% (融資期間が3年を超えるものに限る)														
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります														
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付きとします														
保 証 料 率	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">経営安定保証適用の場合</th> </tr> <tr> <th>セーフティネット4号</th> <th>セーフティーネット5号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通保険適用の場合</td> <td>年0.70%</td> <td>年0.60%</td> </tr> <tr> <td>無担保保険適用の場合</td> <td>年0.68%</td> <td>年0.58%</td> </tr> <tr> <td>特別小口保険適用の場合</td> <td>年0.48%</td> <td>年0.41%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%割引）</p>	区分	経営安定保証適用の場合		セーフティネット4号	セーフティーネット5号	普通保険適用の場合	年0.70%	年0.60%	無担保保険適用の場合	年0.68%	年0.58%	特別小口保険適用の場合	年0.48%	年0.41%
区分	経営安定保証適用の場合														
	セーフティネット4号	セーフティーネット5号													
普通保険適用の場合	年0.70%	年0.60%													
無担保保険適用の場合	年0.68%	年0.58%													
特別小口保険適用の場合	年0.48%	年0.41%													

# 中小企業総合振興資金（2/5）

## （新型コロナウイルス・コストアップに対応する中小企業者向け融資）

### 2. 経営環境変化対応貸付【認定企業】（伴走支援型）

制 度 名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】（伴走支援型）
融 資 対 象 者	次のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定したもの。  (1) セーフティーネット保証4号の認定を受けた (2) セーフティーネット保証5号の認定を受けた (3) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少 (4) 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月又は直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少 (5) 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少 (6) 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月又は直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 (7) 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少
資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）
融 資 金 額	1億円以内（従来型（2億円）の内数）
融 資 期 間	10年以内（うち据置5年以内）
融 資 利 率	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0% (融資期間が3年を超えるものに限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付きとします（伴走支援型特別保証制度対応）
保 証 料 率	0.2%（通常保証料率0.85%）※融資対象(1)(2)の場合 0.2%～1.15%（同0.45%～1.90%）※融資対象(3)及び(7)の場合 ※差額は国が補助
取 扱 期 間	令和3年5月10日から令和6年3月31日まで
備 考	中小企業者が金融機関との対話を通じて経営行動計画を策定し、金融機関が中小企業者に伴走的な支援を行います。  保証料率は、国が一部を補助するため、中小企業者の負担は、一律0.2%もしくは0.2%～1.15%となります。

# 中小企業総合振興資金（3/5）

## （新型コロナウイルス・コストアップに対応する中小企業者向け融資）

### 3. 企業体質強化貸付（資本性ローン協調）

中小企業者等へ円滑な資金供給が図られるよう、政府系金融機関との協調融資を実施しています。

**【融資対象】** 株式会社日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）の利用に際し、民間金融機関からの協調支援を受けようとする中小企業者等

**【融資金額】** 4億円以内


**【融資期間】** 1年超15年以内（うち据置5年以内）

**【融資利率】** 金融機関所定の利率

**【信用保証】** すべて保証協会の保証（経営改善サポート保証）付きとします  
（本貸付による融資総額のうち保証付き融資金額50%以内）

**【保証料率】**

- 経営者保証免除対応適用の場合  
経営状況に応じて年1.0%～1.2%
- 上記以外の場合  
経営状況に応じて年0.8%～1.0%

}  国の補助により  
**年0.2%**

**【取扱期間】** 令和3年4月1日～令和6年3月31日

### 4. コロナ克服サポート貸付

制 度 名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 コロナ克服サポート貸付
融 資 対 象 者	北海道信用保証協会の「コロナ克服サポート保証(※)」の対象となる中小企業者等 (※)「コロナ克服サポート保証」は、コロナ克服に向けた取組に係る事業資金が対象となります。  <コロナ克服に向けた取組例> 飛沫感染予防対策、店舗レイアウトの変更、テレワークの導入、サテライトオフィスの導入、ワーケーションの導入、事業再構築、新商品・サービスの開発・販路拡大、営業スタイルの転換、BCPの見直しなど
資 金 使 途	事業資金
融 資 金 額	1億円以内
融 資 期 間	10年以内（うち据置1年以内）
融 資 利 率	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0% (融資期間が3年を超えるものに限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付き（コロナ克服サポート保証）とします
保 証 料 率	経営状況に応じ年0.40%～1.71% ※通常の保証料率から10%割引された料率となります。
取 扱 期 間	令和4年4月1日～令和6年3月31日

中小企業総合振興資金（4/5）  
（新型コロナウイルス・コストアップに対応する中小企業者向け融資）

5. 経営環境変化対応貸付・経営環境変化対応貸付【原料等高騰】

資金名	経営環境変化対応貸付	
		原料等高騰
融資対象	1.最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ5%以上減少している方 2.最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高（生産高）が前々年度の売上高（生産高）に比べ減少している方 3.前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している方 4.最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している方	1.原料等価格の高騰の影響により、最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合（売上原価率等）が前年同期に比べ増加している方 2.原料等価格の高騰の影響により、原則として最近1か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの方 3.原料等価格の高騰の影響を受けており、省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を軽減する施設等を導入する方
資金用途	事業資金	1・2：運転資金のみ 3：設備資金のみ
融資金額	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）	
融資利率	【固定金利】年1.1%～年1.7% （融資期間によって異なります） 【変動金利】年1.1% （融資期間が3年を超える場合選択可）	【固定金利】年1.0%～年1.2% （融資期間によって異なります） 【変動金利】年1.0% （融資期間が3年を超える場合選択可）

※次項で「申込方法」、「取扱金融機関」について掲載しております。

# 中小企業総合振興資金（5/5）

## （新型コロナウイルス・コストアップに対応する中小企業者向け融資）

### 申込方法

借入を希望する場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて商工会議所・商工会へお申込みください。

なお、認定企業（従来型、伴走支援型）、企業体質強化貸付（資本性ローン協調）、コロナ克服サポート貸付を利用される方については、金融機関への「直接申込み」が可能となっています。

#### 【お申込みに必要な添付書類】

- 決算書2期分  
※2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表
- 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- 見積書又は契約書（必要に応じ提出）
- 「特定中小企業者」であることの市町村長の認定を受けた場合は認定書
- 道が定める調書

（注）金融機関及び保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

※ 中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

### 取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、信用金庫、信用組合、道外本店銀行・農林中央金庫・商工組合中央金庫の道内支店、JA北海道信連

#### 【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課

TEL：011-204-5346

または各（総合）振興局の相談窓口まで（P25ご参照）

#### 【借入金の返済が負担となっている事業者のみなさまへ】

道では、このたび借入金の返済が負担となっている事業者のみなさまに役立つ情報を掲載したWebページを開設しました。

Webページでは、返済条件の変更ができることなどを紹介しております。是非ご覧ください。

⇒詳しくはこちら(北海道ホームページ)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/119439.html>



# 専門家派遣のご案内 (中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業)

物価高騰等により、経営に影響を受けている道内中小・小規模事業者の皆様を対象に経営課題に応じた専門家を無料で派遣し、オーダーメイド型の助言・指導を実施します。

## 制度概要



お困りでは  
ありませんか？

- 事業再構築を検討している
- 販路を拡大したい
- 補助金の申請を支援してほしい
- 資金繰りや融資の返済について相談したい
- 事業承継を考えているがどうしたらいいかわからない

など



専門家が  
お伺いします！

中小企業診断士を中心に、公認会計士や社会保険労務士など、ご相談内容に応じて選定された専門家がお伺いします。

- 中小企業診断士とは  
中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家で、国家資格を持っています。



無料で  
助言・指導

専門家が無料で助言・指導を行います。ご要望があれば、オンラインでの対応も可能です。

それぞれの課題に応じたアドバイスで、物価高騰等の影響を受けている事業者の皆さまに寄り添い、事業活動の維持・継続を支援します。

## 受付期間

令和6年(2024年)2月上旬(予定)まで

## お問合せ先

経営安定化対策支援センター  
(一般社団法人中小企業診断協会北海道)

【WEB】 <https://www.shindan-hkd.org/corona/>

【TEL】 0800-800-2551 (フリーダイヤル)  
受付は平日9:00~17:00、専門家常駐

【FAX】 011-231-1388



# 特別高圧電力利用事業者緊急支援金

北海道では、電気料金高騰の影響を受けている事業者のうち、道内で特別高圧電力を利用する中小企業者の電気料金の一部を支援します。  
※特別高圧電力とは、大型商業施設や工業団地などの施設において受給電圧が7,000ボルト以上の電力のことをいいます。

## 事業概要

支援期間	令和5年1月から3月利用分	令和5年4月から9月利用分
対象事業者	道内で特別高圧電力を利用する中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと) ・特別高圧電力の受電契約を締結していること ・特別高圧を受電している施設内において電気を使用していること	同左 (ただし、みなし大企業を除く)
支援金額	3.5円/kWh	4月から8月利用分：3.5円/kWh 9月利用分：1.8円/kWh ただし、一事業所あたり100万円を支援金額上限とする。

## 申請受付期間・申請方法

郵送申請の場合  
12月22日（金）※消印有効  
申請書類の送付先（住所の記載不要）  
〒060-8407  
北海道特別高圧電力利用事業者  
緊急支援金事務局

web申請の場合  
12月22日（金）23:59まで  
専用ホームページ  
以下URLまたは、  
二次元バーコードより  
アクセスしてください。

提出書類、申請の手引きは専用ホームページをご確認ください。  
なお、提出書類を審査のうえ、支援金を交付します。

### 【お問合せ先】

北海道特別高圧電力利用事業者緊急支援金事務局  
コールセンター 011-795-8154

【受付時間 平日9:30~17:30】

専用ホームページ <https://tokubetsu-kouatsu-hkd2023.jp>



# 水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業

不漁による影響に加え、物価高騰等より、厳しい経営環境にある水産加工関連事業者の経営基盤の強化や生産性向上を図るため、専門家派遣等による伴走型集中支援を実施しています。

## 制度概要

### ◆事業内容

#### 【概要】

衛生管理、商品開発や販路開拓、生産性の向上など、経営改善に取り組む水産加工関連事業者の皆様に対して、専門家を派遣し、集中的かつ継続的な指導助言を行います。

#### 【対象者】

次の各要件に合致する道内の中小企業者が対象となります。

- 道内に主たる事業所を有する中小企業支援法第2条に該当する中小企業者等であること
- 水産品の加工、保管、輸送、販売および水産品の加工、保管、輸送、販売に要する機械設備、容器等の製造、販売（取付工事等を含む）等を行う水産加工関連事業者であること。

#### 【募集期間】

令和6年1月31日（水）まで

※募集期間を変更する場合があります。また、応募が定数に達した場合は募集を終了します。

#### 【申込方法】

「経営健康診断問診票」を下記のお申し込み先に提出してください。

様式はこちらのページからダウンロードをお願いします。

[https://www.hsc.or.jp/consul/suisanshien\\_r5/](https://www.hsc.or.jp/consul/suisanshien_r5/)（北海道中小企業総合支援センターHP）

#### 【専門家】

申込者の相談内容を踏まえて、専門家を選定し派遣します。

#### 【費用負担】

派遣費用は無料です。

### ◆お申し込み・問い合わせ先

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階

公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター

担当：経営支援部 佐々木(貢)、小山、桑原

TEL 011-232-2402(直通)

FAX 011-232-2011

URL <https://www.hsc.or.jp>

E-mail [suisan@hsc.or.jp](mailto:suisan@hsc.or.jp)

#### 【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課経営支援係

TEL：011-204-5331

# 北海道どさんこプラザ マーケティング支援制度

「北海道どさんこプラザ」における販路拡大支援事業の一環として、マーケティングサポート催事制度、テスト販売制度、マーケティングアドバイザー制度を実施します。

## 制度概要

### 1 マーケティングサポート催事制度

- 内容：どさんこプラザの催事スペースにて、1週間（原則）対面販売が可能。対面販売、観光PRなどで消費者の反応を直接確かめることが可能。
- 実施店舗：有楽町店、羽田空港店、札幌店、あべのハルカス店
- 販売条件：手数料（売上の15%、ただし上限は札幌店は1箇所3万円/日、有楽町店・羽田空港店・あべのハルカス店は1万5千円/日）

### 2 テスト販売制度

- 内容：売れる商品づくりを支援するため、道内企業が製造・加工した新商品を店舗にて3～6ヶ月間試験的に販売が可能。販売終了後には、店舗から商品の評判や評価など今後の商品開発・改良に役立つアドバイスをフィードバック。
- 実施店舗：有楽町店、羽田空港店、札幌店、あべのハルカス店、名古屋店、ミレニアウォーク店（シンガポール）、バンコク店（タイ）
- 販売条件：委託販売、手数料（国内：売上の18%、海外：国内希望小売価格の30%）、PL保険等の加入など

### 3 マーケティングアドバイザー制度

- 内容：道内企業の商品開発・販路拡大等に関する悩みについて、面談又は文書、電話等で食の専門家に無料で相談が可能。  
※相談者の相談場所までの旅費については企業負担。
- 実施場所：東京、札幌、名古屋

詳しくは下記ホームページを参照

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/dosankogaiyore.html>

#### 【お問合せ先】

北海道経済部食関連産業局食産業振興課マーケティング係  
TEL：011-204-5766

# 米国市場をターゲットにした道産食品輸出促進事業

米国市場をターゲットに、輸出に必要なノウハウを取得する研修会を実施し道産食品の輸出拡大を図ります。

## 制度概要

### ■ 米国市場参入実践研修会の開催

米国への道産食品の輸出及び現地小売店や飲食店での販路拡大に関心のある道内企業を対象として、米国市場の現状や市場ニーズ、米国への輸出手続きや輸出規制、貿易保険や知的財産などリスクマネジメント等を内容とした研修会を開催します。

#### 【第1回目 10月11日(水)】

- ・アメリカの食品市場における現状と販路拡大に向けておさえておくべきポイント
- ・ハワイにおける食品業界のトレンド など

#### 【第2回目 11月中旬予定】

- ・海外展開は何から始める？0から学ぶ食品の輸出
- ・アメリカ市場における輸出手順と商談時のポイント

#### 【第3回目 11月下旬予定】

- ・アメリカ市場最新のトレンドと売れる商品の作り方
- ・アメリカへの販路開拓を目指す事業者支援事例

#### 【第4回目 12月初旬予定】

- ・アメリカ市場における貿易保険や知的財産などのリスクマネジメント

#### ○参加者募集サイト

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/166004.html>

#### 【お問合せ先】

北海道経済部経済企画局国際経済課経済交流第一係  
TEL：011-204-5342

# ものづくり産業におけるグリーン・デジタル推進事業

道内ものづくり産業の生産性向上及び競争力強化のため、脱炭素・DXを推進するセミナー等を実施します。

## 事業概要

### 【ものづくり企業への専門家派遣】

脱炭素化やデジタル化の課題を抱える企業に専門家を派遣します。

- ・製造現場をデジタル化して省力化を図りたい。
- ・二酸化炭素排出量の削減計画を作成したい。

など、企業の皆様の課題に対応する専門家を派遣します。

(対象) 6社程度

(回数) 1社3回程度

申込先 ノーステック財団 黒澤、安田 電話011-792-6119

### 【お問合せ先】

北海道経済部産業振興局産業振興課ものづくり産業係  
TEL : 011-204-5323

# 賃上げ促進税制

賃上げに取り組む経営者の皆様は、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる場合があります。

## 賃上げ促進税制

【大企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大30%**を税額控除\*

【中小企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大40%**を税額控除\*

\*税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

### 〈大企業向け（資本金1億円超の企業など）〉

適用対象：青色申告書を提出する全企業

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度  
（個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象）

#### 必須要件

継続雇用者の給与等支給額が  
前年度比で4%以上増加  
⇒ **25%税額控除\***

OR

継続雇用者の給与等支給額が  
前年度比で3%以上増加  
⇒ **15%税額控除\***

※ 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、これに加え、「従業員への還元や取引先への配慮の方針を公表していること」が必要

#### 追加要件

教育訓練費が  
前年度比で20%以上増加  
⇒ **+5%税額控除\***

大企業向けの  
詳細情報・  
お問い合わせ先は  
こちら



《大企業向け賃上げ促進税制ホームページ》

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

### 〈中小企業向け（資本金1億円以下の企業など）〉

適用対象：青色申告書を提出する中小企業等

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度  
（個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象）

#### 必須要件

雇用者全体の給与等支給額が  
前年度比で2.5%以上増加  
⇒ **30%税額控除\***

OR

雇用者全体の給与等支給額が  
前年度比で1.5%以上増加  
⇒ **15%税額控除\***

#### 追加要件

教育訓練費が  
前年度比で10%以上増加  
⇒ **+10%税額控除\***

中小企業向けの  
詳細情報・  
お問い合わせ先は  
こちら



《中小企業向け賃上げ促進税制ホームページ》

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

## 第2章 生活者支援



# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金等

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

## 制度概要

### (1) 支給対象者

- ① 低所得のひとり親世帯(児童扶養手当受給者等)
- ② その他低所得の子育て世帯  
(令和5年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯)

### (2) 支給額

児童一人当たり 一律5万円

### (3) 給付について

#### ① 低所得のひとり親世帯

- ・ 令和5年3月分の児童扶養手当を受給している方については、申請不要で受け取ることができます。

(児童扶養手当の受給口座に振り込み)

- ・ 直近で収入が減少した方、公的年金等を受給しているため **令和5年3月分**の児童扶養手当の支給を受けていない方は、申請が必要です。

#### ② その他低所得の子育て世帯

- ・ 「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」の支給対象者であった方は、申請不要で受け取ることができます。

- ・ 対象児童(令和5年3月31日時点で18歳未満の子(障がいをお持ちのお子様については20歳未満)の養育者であって、食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降家計が急変し、収入見込額が令和5年度分住民税均等割非課税世帯と同じ水準となっている方は、**申請が必要です。**

#### 【お問合せ先】

お住いの市町村へお問い合わせください。

札幌市にお住いの方は、「令和5年度札幌市子育て給付金コールセンター」(TEL:050-5443-6656)にお問い合わせください。

# 北海道低所得世帯臨時特別給付金支給事業

物価高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯の方々の暮らしを支援するため、令和5年度に市町村が行う住民税非課税世帯への給付(3万円を目安とするもの)の対象とならない、「均等割のみ課税されている世帯」に給付金を支給します。

## 制度概要

### 1 給付対象となる世帯

令和5年6月1日時点で、道内市町村の住民基本台帳に記録されている方であって、次の(1)又は(2)に該当する世帯

- (1) 「均等割のみ課税」の世帯（世帯全員）
- (2) 「均等割のみ課税」の方と「非課税」の方で構成される世帯

### 2 給付金の支給額

該当世帯の世帯主に1万2千円を給付します（1回限り）。

### 3 給付金を受けるための手続

**A** 令和5年1月1日以前から  
現住所にお住まいの世帯

道から給付のご案内と確認事項が記載された「**確認書**」が届きますので、内容をご確認の上、同封の返信用封筒で返信してください。

**B** 令和5年1月2日以降に  
現住所へ転居等した世帯

道のホームページ等に掲載する「**申請書**」に必要事項を記入し、道に郵送等で申請してください。

### 4 手続の開始時期等

順次情報を更新しますので、詳しくは道のホームページをご覧ください。

北海道低所得世帯臨時特別給付金



<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/153405.html>


#### 【お問合せ先】

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課地域福祉推進係  
TEL：011-206-7962

# 第3章 相談窓口

# 経営・金融、雇用関連など各種相談窓口

## 経営・金融、雇用関連など各種相談窓口

区分	相談窓口	窓口時間	連絡先
<b>経営・金融 特別相談室</b>  以下二次元コード からもご確認いた だけます  	北海道経済部中小企業課	平日：8:45～17:30	電話：011-204-5346
	空知総合振興局商工労働観光課		電話：0126-20-0061
	石狩振興局商工労働観光課		電話：011-204-5827
	後志総合振興局商工労働観光課		電話：0136-23-1362
	後志総合振興局小樽商工労働事務所		電話：0134-22-5525
	胆振総合振興局商工労働観光課		電話：0143-24-9589
	日高振興局商工労働観光課		電話：0146-22-9281
	渡島総合振興局商工労働観光課		電話：0138-47-9459
	檜山振興局商工労働観光課		電話：0139-52-6641
	上川総合振興局商工労働観光課		電話：0166-46-5940
	留萌振興局商工労働観光課		電話：0164-42-8440
	宗谷総合振興局商工労働観光課		電話：0162-33-2925
	オホーツク総合振興局商工労働観光課		電話：0152-41-0636
	十勝総合振興局商工労働観光課		電話：0155-27-8537
釧路総合振興局商工労働観光課	電話：0154-43-9182		
根室振興局商工労働観光課	電話：0153-24-5619		
資金繰りの相談	北海道信用保証協会	平日：9:00～17:00 休日：〃	電話：0120-279-540
経営面の相談	(公財)北海道中小企業総合支援センター	平日：9:00～17:30 休日：9:00～12:00 13:00～17:00	電話：011-232-2001
	北海道よろず支援拠点		電話：011-232-2407
雇用関連の相談	労働相談ホットライン	平日：17:00～20:00 土曜：13:00～16:00	電話：0120-81-6105
海外との取引等 についての各種 相談	北海道国際ビジネスサポートデスク (ジェットロ北海道内)	平日：9:00～17:00	電話：011-261-7434

※国・関係団体の経営相談窓口については下記二次元コードをご参照ください  
 【平日のご相談】      【休日のご相談】



# 働き方改革関連特別相談窓口

中小企業、小規模事業者のみなさん！  
働き方改革関連法への対応はお済みですか？  
道では、各振興局等に窓口を設置しています。  
お気軽にご相談ください！



うちの会社って働き方改革関連法に  
きちんと対応できているのか  
不安です。

働き方改革をしながら  
生産性を向上させたいのですが、  
何をすればいいのでしょうか。



テレワークを導入したいのですが、  
社内規定の作成や労務管理の  
方法が分かりません。

## ■ 相談対応者

国が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」の専門家  
(社会保険労務士)

## ■ 相談方法

相談場所	実施方法	相談日時	申込方法
各振興局で	対面による巡回相談	各振興局が指定する日の 10:00~16:00 (各振興局商工労働観光課まで お問い合わせください)	事前予約制 (相談をご希望の 日の1週間前を目 途に最寄りの振興 局へお問い合わせ ください)
会社または 自宅等から	オンライン相談	北海道働き方改革推進支援 センター受付時間 9:00~17:00 (土日・祝除く)	
	訪問相談		

※なお、当日のお電話やご来庁によるご相談には道の職員が随時、対応いたします。

価格高騰等支援ガイドブック 2023.11.6時点版

---

発行 北 海 道  
編集 北海道経済部経済企画局経済企画課  
電話 (011) 204-5308  
FAX (011) 232-1104

---